問い合わせ先

海上保安庁警備救難部管理課航空業務管理室 補佐 吉本 直哉

03-3591-6361 (内線5201)

03-3591-9809(夜間直通)



平成23年8月5日

航空の安全対策に係る基本方針の策定について

海上保安庁では、昨年8月18日の事故発生直後に、「航空機安全対策検討委員会」(委員長:長官)を設置し、当庁の航空機の安全運航に係る課題等について、部外の有識者の協力も得ながら6回にわたり検討を重ね、本年5月20日に「航空機安全対策検討委員会中間報告書」として取りまとめたところでありますが、同中間報告書に盛り込まれた提言等を具体化していくため、本年7月1日に、長官をトップとする「海上保安庁航空安全推進委員会」を新たに設置し、当庁航空機の運航上の安全対策に係る基本方針の策定に向けて検討を重ねて参りました。

その結果として、本日、別添のとおり、航空の安全対策に係る基本方針を決 定いたしましたので、お知らせします。

本基本方針は、当庁航空機の運航上の組織的な安全管理体制を構築するとともに、事故の教訓が風化することのないよう、職員一人ひとりの安全意識の浸透、安全風土の形成を目的として、以下の項目について策定しており、当庁としては、基本方針に基づく施策を、全庁あげて継続的に推進することによって、航空事故の未然防止を図ることとしております。

- 1 組織的な安全管理体制
- 2 安全監査等の充実強化
- 3 ヒヤリハット情報等の有効活用
- 4 全航空基地職員のCRMの定着化
- 5 装備の充実・強化
- 6 航空安全啓発の充実強化
- 7 業務執行体制の充実強化
- 8 人材確保等

<添付資料>

航空の安全対策に係る基本方針

航空の安全対策に係る基本方針

平成23年8月5日 海上保安庁

基本方針の策定に当たって

平成22年8月18日、第六管区海上保安本部広島航空基地所属回転翼航空機MH796が海上に墜落し、5名の海上保安官が殉職するという極めて痛ましい事故が発生したが、この事故発生を契機として、海上保安庁では、長官を委員長とする「航空機安全対策検討委員会」を設置し、当庁航空業務が抱える課題等について、有識者の協力も得て幅広い観点から検討を行い、同検討委員会において中間報告書を取りまとめたところである。

海上保安庁では、昭和57年以降、航空機による死亡事故が約10年間隔で4件発生しているが、これは、時とともに事故の教訓が風化し、事故を根絶しようとする職員の安全意識が低下していくことが要因のひとつであると考えられ、職員一人ひとりが自ら航空安全に関する意識を改革し、その安全意識を継続させるための取組みが必要である。

また、当庁では、死亡事故が発生するたびに、臨時に委員会等が設置され、 再発防止策や安全対策の検討等がなされてきたが、検討終了時をもってこれら 委員会は解散しており、当庁航空機の安全運航を管理する体制として、継続的 かつ組織的に管理する体制が必ずしも十分であったとは言いがたい状況であっ た。このことも、事故の教訓が風化していった要因のひとつではないかと考え られる。

さらに、当庁の安全管理体制については、関係各部による実務レベルの取組 みに留まり、安全管理体制や安全対策を平素から検証し、評価、改善するよう な横断的な体制が不十分であったという指摘もなされた。

このため、平成23年7月1日、「海上保安庁航空安全推進委員会等の設置に関する訓令」(平成23年訓令第14号)を定め、長官をトップとする組織的な安全管理体制を構築し、その枠組みの中で、事故の教訓が風化することのないよう、職員一人ひとりの安全意識の浸透、安全風土の形成を目的とした航空の安全対策に係る基本方針を策定し、同方針に基づく年度毎の重点施策を定め、全庁をあげて継続的に同施策を推進することによって、航空事故の未然防止を図ることとする。

1 組織的な安全管理体制の充実強化

訓令に基づき「航空安全推進委員会」を設置し、航空安全に係る基本 方針や年度毎の重点施策を審議、決定し、安全管理体制の評価及び改善等 を行うとともに、組織的な安全管理体制を実効性のあるものにしていくた め、常設機関として、本庁及び管区本部に「航空安全推進本部」、航空基 地等に「運航安全推進会議」、海上保安学校宮城分校に「宮城分校安全管 理会議」を設け、基本方針及び重点施策に基づいた実施計画を作成し、本 庁、管区本部、航空基地等及び宮城分校が一体となって、当該計画を確実 に実施していく。

その実施に当たっては、本庁をはじめとする各推進本部等がそれぞれ計画の実施状況を常時確認しつつ、実施に不備があれば、その都度是正措置を講じるとともに、必要に応じて、委員会における評価・改善を図っていく体制を早急に確立することとする。

さらに、組織的な安全管理体制を実効あるものとするため、航空機の 運航に関わる部門だけでなく、装備、教育等も含めた当庁全体として航空 の安全確保に向けた取組みが推進できる体制とする。

また、本庁から現場に至るまでの各組織の中で、あるいは各組織間において、参考となる情報の共有や十分なコミュニケーションを図ることによる風通しの良い職場環境づくりが極めて重要であり、このような取組みを通じて、組織全体の安全意識の向上を図り、当庁における安全文化を確立していくこととする。

2 安全監査等の充実強化

航空機の運航にとって、安全運航に係る規則等が確実に遵守されることが不可欠である。この確認は、まずは職員一人ひとりが行うものであるが、加えて組織的にも安全監査により継続的に行う必要がある。これまで、安全監査については、航空基地長等、宮城分校長が自ら安全点検を実施する程度で、組織的に実施しているとは言い難い状況であった。このため、的確な監査実施のための安全監査実施要領等を早期に制定し、これに基づき、客観的な立場から航空安全推進本部及び管区本部航空安全推進本部が合同又は単独により航空基地等、宮城分校に対する運航、支援両面からの定期的な安全監査を実施し、不具合事項があれば、その都度是正措置を講じていくこととする。

さらに、安全監査の実施体制を充実強化していくために、今後できるだけ早い時期に安全監査職員を確保し、安全監査を確実に実施するとともに、監査結果、収集した安全情報や安全上のトラブルの発生状況等を分析し、航空基地等、宮城分校における安全性の現状や将来リスクを把握することにより、更なる安全対策に繋げる。

また、必要に応じて安全監査実施要領等を見直すとともに、監査を行う職員の能力向上のための研修等を企画、実施し、PDCAサイクルが機能した体系的かつ専門的な安全監査となるよう順次充実強化していくこととする。

3 ヒヤリハット情報等の有効活用

航空事故や重大なトラブルの発生を未然に防止するため、安全運航上、 重大な影響を及ぼすおそれのあるヒヤリハット情報や各航空基地等に共通 しうる安全上の問題点等に関する情報を収集・分析し、それらヒヤリハッ ト情報等の有効活用を図るものとする。

ヒヤリハット情報等については、従来宮城分校において収集・分析され、共有が図られてきたが、ヒヤリハット情報等の収集・分析、当該分析結果に基づく安全対策の策定・見直し等が迅速かつ確実に行えるよう、本庁に専従でヒヤリハット情報等の収集を行い、分析するための要員を配置し、できるだけ早い時期にデータベースを構築し、有効活用を図ることとする。

さらに、ヒヤリハット情報等については、民間の航空会社間においても自主的に構築したネットワークを通じて当該情報を共有しており、そうした関係機関との情報共有を図ることによって、多種・多様な情報を収集・分析し、安全対策等に反映していくものとする。

4 全航空機職員に対するCRMの定着化

安全で効率的な運航を達成するため、利用可能な全てのリソース(人、機器、情報等)を効果的に活用し、乗組員のパフォーマンスを結集して、 乗組員全体としての業務遂行能力を向上させることを目的としたCRM訓練を充実強化し、全航空機職員に対するCRMの定着化を図るものとする。

このため、全航空機職員が継続的にCRM教育・訓練を受けられるよう海上保安学校宮城分校に専従の教官をできるだけ早い時期に配置し研修実施体制を強化するとともに、各航空基地等において、CRM実践指導者を配置し、同指導者を中心とした実践体系を構築していくものとする。

さらに、当庁の航空機の運航については、夜間・悪天候下等極めて危険な状況下において実施されるものであり、その安全対策は民間航空機に求められるものとは異なり、非常に特殊なものとなっている。このため、当庁業務の特殊性に鑑み、業務飛行を模した飛行訓練が可能なシミュレータを導入し、CRM教育・訓練の充実強化を順次図るものとする。

5 装備の充実・強化

安全で効率的な運航を達成するため、航空機の装備の充実、高機能化により、乗組員の負担軽減等を図ることは重要である。そのため、安全確保に必要な装備品については、早急に未装備機への装備を図るとともに、

引き続き装備の充実強化に取り組んで行く。

6 航空安全啓発の強化

事故の教訓を風化せず、航空職員に安全運航の重要性を継続的に認識させるため、事故事例、ヒヤリハット動画、パネル資料等のほか、事故機体の一部等を展示する常設の展示室の設置を検討する等、安全運航のための視覚的意識付けを図ることとする。

また、昭和27年4月26日に海上保安庁法の一部を改正する法律が 公布され、当庁が航空機を保有・運航することが認められたことに因んで、 毎年4月26日を「海上保安庁航空安全の日」と定め、各航空基地長等に よる訓示や講話等を実施し、事故根絶の強い意識付けを行うものとする。

その他、運航の安全に貢献のあった職員等に対する報奨の実施や外部 有識者による安全講話等の実施など、航空安全に係る啓発活動に積極的に 取り組むこととする。

7 業務執行体制の充実強化

複雑、多様化しつつ増加する海上保安業務ニーズに対して、航空機による業務執行体制の強化を図る必要があり、当庁では、夜間対応可能な航空機の導入に併せ、乗組員の複数クルー化を順次すすめてきた。

しかし、航空機運航に必要な地上の支援要員や高度化・多様化する航空業務に従事する機上要員の確保は必ずしも十分ではなく、不安全要素が増加していることから、必要な要員を早期に配置し、業務執行体制を充実強化していくこととする。

8 人材確保等

航空機の高性能化や、業務の高度化・多様化に伴い、航空要員には高度な技量が求められていることから、引き続き、航空要員を確保し、研修等を充実させることにより、資格取得の促進、航空要員の技能維持向上を図り、航空機の安全運航に万全を期していくこととする。